

## 快気堂薬局上粕屋店をご利用の皆様へ

### 当薬局で取扱いのある医療保険及び公費負担医療について

当薬局で取扱いのある医療保険及び公費負担医療は以下の通りです。

- ・ 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・ 生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療・精神通院医療）
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・ 児童福祉法に基づく指定
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・ 中国残留邦人等に関する法律に基づく指定
- ・ 肝炎治療特別促進事業に係る医療費に基づく指定
- ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定

### 個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等で窓口にてお支払いが無い方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方はお申し出ください。

### 保険外併用療養費に関する事項について

- ・ 薬剤の容器代

必要に応じて容器代を頂戴しております。（容器代 1 個につき 50 円）

- ・ 医薬品の郵送料

患者さまの都合・希望に基づく郵送料等や配達料は患者さまご負担となります。

- ・ 希望に基づく甘味料等の添加

原則として料金はいただいておりません。

- ・ 希望に基づく一包化

医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

医師の指示のない患者さまの希望による一包化は 1 日あたり 70 円を頂戴しております。

### 長期収載品の選定療養について

「後発医薬品」がある先発医薬品（長期収載品）を希望される場合に、「特別の料金」をご負担いただいております。「医療上の必要性がある場合」などを除いて、患者さまの希望により、後発医薬品ではなく先発医薬品の調剤を受ける場合には、選定療養の対象として、両者の差額の 2 分の 1（2026 年 6 月より）を患者さまご自身が自己負担する仕組みです。

後発医薬品への変更について、ご相談がありましたらお声がけください。

個人情報保護の方針について

当薬局は、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。当薬局における個人情報の利用目的は以下の通りです。

当薬局における調剤サービスの提供、医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との必要な連携、病院・診療所等からの照会の回答、患者さまのご家族等への薬に関する説明、医療保険事務、薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談又は届出など、調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、当薬局内で行う症例研究、当薬局内で行う薬学生への薬局実務研修、外部監査機関への情報提供等

夜間・休日等加算、時間外等加算（時間外・休日・深夜）について

当薬局では、夜間時間・休日などで窓口対応を行う場合、下記の時間帯で夜間・休日等加算を算定いたします。

平日の19時以降

土曜日の13時以降

年末年始12月30日～1月3日

また、当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。営業時間外の調剤につきましては、時間外・休日・深夜加算が発生いたします。令和8年6月からはこれらの加算は選定療養として一部自己負担（保険使用不可）となります。

- ・ 時間外加算：基礎額の100%
- ・ 休日加算：基礎額の140%
- ・ 深夜加算：基礎額の200%

調剤基本料について

調剤基本料1

当薬局は調剤基本料1を算定しております。

調剤管理料・服薬管理指導料について

調剤管理料

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います

服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

地域支援体制加算について

地域支援体制加算2

当薬局は関東信越厚生局への届け出により、地域支援体制加算2を算定しております。

連携強化加算について	
連携強化加算	<p>当薬局は以下の基準を満たし、連携強化加算を算定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種指定医療機関の指定</li> <li>・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知</li> <li>・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有</li> <li>・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施</li> <li>・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応</li> <li>・ 要指導薬品・一般用医薬品の販売</li> </ul>

在宅薬学総合体制加算について	
在宅薬学総合体制加算 1	<p>当薬局は関東信越厚生局への届け出により、在宅薬学総合体制加算 1 を算定しています。</p>

電子的調剤情報連携体制整備加算について	
電子的調剤情報連携体制整備加算	<p>当薬局は以下の基準を満たし、電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンラインによる調剤報酬の請求</li> <li>・ オンライン資格確認を行う体制・活用</li> <li>・ 電子処方箋により調剤する体制</li> <li>・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制</li> <li>・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制</li> <li>・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上</li> <li>・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示</li> <li>・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置</li> </ul>

無菌製剤処理加算について	
無菌製剤処理加算	<p>当薬局は2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え（他の施設と共同利用する場合を含む）、注射剤薬等の無菌的な調剤を行う際に算定いたします。</p>

特定薬剤管理指導加算について	
特定薬剤管理指導加算 2	<p>当薬局は以下の基準を満たし、特定薬剤管理指導加算 2 を算定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務</li> <li>・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制</li> <li>・ 麻薬小売業者免許の取得</li> <li>・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年 1 回以上）</li> </ul> <p>当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し、処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。</p>

服薬管理指導料注 1 について	
服薬管理指導料注 1	<p>当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しており、患者さまの同意を得て算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険薬剤師の経験 3 年以上</li> <li>・ 週 31 時間以上の勤務</li> <li>・ 当薬局へ 1 年以上の在籍</li> <li>・ 研修認定薬剤師の取得</li> <li>・ 医療に係る地域活動の取組への参画</li> </ul> <p>患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。</p>

在宅訪問について	
<p>当薬局では、医療機関の指示による居宅療養管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導を行っています。その他、介護や介護用品についての相談を受け付けています。</p>	

在宅患者訪問薬剤管理料について	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	<p>当薬局では、在宅にて療養中で、通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し、薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。</p> <p>医師の了解と指示が必要となりますので、ご相談ください。</p> <p>単一建物患者 1 人            1 回 650 点</p> <p>単一建物患者 2～9 人        1 回 320 点</p> <p>単一建物患者 10 人以上    1 回 290 点</p> <p>併せて月 4 回まで（特別な薬剤を使用する場合、月 8 回まで）</p> <p>保健薬剤師 1 人につき月 40 回まで</p> <p>特別な薬剤を使用する場合 100 点が加算されます</p> <p>6 歳未満の乳幼児は 100 点加算されます</p> <p>医療的ケア児（18 才未満）は 450 点加算されます</p>

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	<p>当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。</p> <p>医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者さまに対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。</p>

在宅中心静脈栄養法加算について	
在宅中心静脈栄養法加算	<p>当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。</p>

